

明監報第2号

市民・健康部定期監査及び行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成27年(2015年)3月24日

明石市監査委員 林 郁 朗

同 星 川 啓 明

同 辰 巳 浩 司

同 寺 井 吉 広

市民・健康部定期監査の結果について

I 監査の対象

市民・健康部

国民健康保険課 長寿医療課 地域医療課 健康推進課 市民課
斎場管理センター 大久保市民センター 魚住市民センター
二見市民センター

II 監査の期間

平成27年1月6日から平成27年3月24日まで

III 監査の範囲

平成26年10月末日現在における財務に関する事務

IV 監査の方法

市民・健康部各課から予算の執行状況、物品の管理状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、財務会計処理が法令等に基づき適正に行われているか、事務の執行が計画的かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 予算の執行等
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 補助金
- (5) 貸付金
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) 文書事務
- (9) 出張命令

V 監査の結果

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかし、次のような事例が見受けられたので、隣接墓園への給水については、検討のうえ、改善措置を講じられるとともに、保険料については、引き続き収入の確保に努められるよう要望する。

また、別途改善の検討を指示した指摘事項についても、改善措置を講じられたい。

1 隣接墓園への給水について

斎場管理センター（以下「センター」という。）においては、隣接する墓園の所有者（以下「所有者」という。）からの要望により、センターの給水管から分水し、墓園が使用した水道料金を所有者が支払うことで合意していたにもかかわらず、水道料金を徴収しておらず、徴収する水道料金の積算方法も決まっていない状況にある。水道料金は、積算方法を検討したうえで子メーター設置以降の料金を早急に徴収されたい。

また、所有者との交渉記録及び覚書の交換が適切に記録されていないことから、経緯に不明な点がある。今後は、適切に経緯を記録するとともに、水道料金の徴収をはじめ所有者との重要な決定については、文書を交わされたい。

2 収入事務について

ア 国民健康保険課においては、明石市国民健康保険条例に基づき、国民健康保険料の徴収事務を行っている。

国民健康保険料の平成26年10月末日現在の収入状況は、次表に示すとおりである。

区 分	調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	収 入 率 (%)	収 入 未 済 額 (円)	
国民健康 保 険 料	現 年 度 分	6,546,055,500	2,830,079,632	43.2	3,715,975,868
	(うち納期到来分)	(2,676,799,000)	(2,411,452,216)	(90.1)	(265,346,784)
	滞 納 繰 越 分	1,090,107,683	207,478,293	19.0	882,629,390
	計	7,636,163,183	3,037,557,925	39.8	4,598,605,258

注1 現年度分の調定額・収入済額・収入未済額には、納期未到来分を含む。

2 市民・健康部提出資料による。

国民健康保険料の収入未済額は、現年度分で 265,346,784 円、滞納繰越分で 882,629,390 円となっている。

夜間・休日納付相談の実施、納付指導員や収納コールセンターの設置、ペイジー口座振替受付サービスを利用した口座振替による納付の推進などの徴収対策を行われている。被保険者の負担の公平を期するため、引き続き収入未済額の縮減及び収入率の向上に取り組まれることを要望する。

イ 長寿医療課においては、明石市後期高齢者医療に関する条例に基づき、後期高齢者医療保険料の徴収事務を行っている。

後期高齢者医療保険料の平成 26 年 10 月末日現在の収入状況は、次表に示すとおりである。

区 分		調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	収 入 率 (%)	収 入 未 済 額 (円)
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	現 年 度 分	2,572,568,516	1,174,713,671	45.7	1,397,854,845
	(うち納期到来分)	(1,481,778,151)	(1,099,558,997)	(74.2)	(382,219,154)
	滞 納 繰 越 分	35,299,527	10,645,202	30.2	24,654,325
	計	2,607,868,043	1,185,358,873	45.5	1,422,509,170

注 1 現年度分の調定額・収入済額・収入未済額には、納期未到来分を含む。

2 市民・健康部提出資料による。

後期高齢者医療保険料の収入未済額は、現年度分で 382,219,154 円、滞納繰越分で 24,654,325 円となっている。

督促状や催告書の送付、口座振替による納付の推進強化、債権管理課との連携による滞納処分など、収入未済の解消に向けた努力が続けられているものの、収入未済額は増加傾向にある。被保険者の負担の公平を期するため、引き続き滞納繰越分をはじめ、収入未済額の縮減及び収入率の向上に取り組まれることを要望する。

市民・健康部行政監査の結果について

I 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

(選定の理由)

本市においては、市職員が職務の遂行上やむを得ず、地域団体等の公金以外の現金等（以下「準公金」という。）を取り扱っている事例がある。このような準公金は、法令の規定を根拠に管理をしているものでないことから、明石市財務規則も適用されていない。

また、準公金について、その取扱いに関する統一的なルールはなく、所管部署がそれぞれ独自に管理されているのが現状である。

しかしながら、こうした準公金は、公金と同様、適正に管理されていなければならない。管理上の問題があれば、市の責任が問われることになる。

そのため、準公金の取扱いに関する事務について、行政監査を実施することとした。

II 監査の期間

平成27年1月6日から平成27年3月24日まで

III 監査の範囲

監査事務局の予備監査時点における準公金の取扱いに関する事務

IV 監査の方法

事前に行った「公金外現金等の取扱いに係る実態調査」の結果に基づき、市民・健康部各課から関係書類等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 準公金の取扱状況について
- (2) 準公金の取扱金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について

(5) 今後の取扱いについて

V 監査の結果

市民・健康部で取り扱っている準公金のうち、市民課 1 件、大久保市民センター 2 件、魚住市民センター 4 件、二見市民センター 3 件の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められ、事務処理上、特に指摘する事項はなかった。